

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童生徒の就学援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、児童生徒の就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童生徒の就学援助費(医療費)についての情報提供
②事務の概要	マイナンバー制度における情報連携のため、亀岡市立小・中・義務教育学校の要保護及び準要保護児童生徒の医療費情報を、マイナンバーを使用し異なる行政機関へ提供する。
③システムの名称	就学援助システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 27項、内閣府総務省令第5号第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 26・38・87項、内閣府総務省令第7号第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育部学校教育課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5053

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童生徒の就学援助に関する事務	児童生徒の就学援助費(医療費)についての情報提供	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	亀岡市立小・中・義務教育学校の児童生徒を把握する学齢簿の作成、新1・7年生の入学・進級準備、児童生徒の住所変更に伴う転校、並びに就学援助の認定に係る所得情報等との突合等、学校運営上必要な事務	マイナンバー制度における情報連携のため、亀岡市立小・中・義務教育学校の要保護及び準要保護児童生徒の医療費情報を、マイナンバーを使用し異なる行政機関へ提供する。	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 土岐 泰久	学校教育課長	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和3年3月31日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月31日	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後	
令和3年7月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 26・38・87項、内閣府総務省令第7号第24条	番号法第19条第8号 別表第二 26・38・87項、内閣府総務省令第7号第24条	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	
令和4年6月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和3年7月9日	6月20日	事後	
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	